

# 株 主 各 位

横浜市西区北幸二丁目9番14号

相鉄ローゼン株式会社

代表取締役社長 春日 徹 夫

## 第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成18年5月25日(木曜日)午前10時
2. 場 所 横浜市西区北幸一丁目11番3号  
ホテル キャメロットジャパン  
(旧ホテルリッチ横浜)5階「ジュピリー」  
(今回から会場が変更となりましたので、末尾ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 平成18年2月28日現在の連結貸借対照表、第63期(平成17年3月1日から平成18年2月28日まで)営業報告書及び連結損益計算書報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 平成18年2月28日現在の貸借対照表及び第63期(平成17年3月1日から平成18年2月28日まで)損益計算書報告の件

決議事項

- 第1号議案 第63期利益処分案承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(31頁～42頁)に記載のとおりであります。  
第3号議案 取締役5名選任の件  
第4号議案 補欠社外監査役1名選任の件  
第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件  
第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

以上

---

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 営業報告書

(平成17年3月1日から平成18年2月28日まで)

### 営業の概況

#### 1. 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善と堅調な設備投資に支えられ、景気は総じて回復基調で推移いたしました。雇用や所得環境は改善傾向にあり、個人消費も緩やかに増加しております。ただし、原油価格の高騰や今後の公的負担の増加等依然として不安定な要因を抱えており、予断を許さない状況であります。

スーパーマーケット業界におきましては、消費者の生活必需品に対する節約志向は強く、引続き商品単価の下落と企業間競争の激化により厳しい環境が続いております。

このような状況の中で当社グループは、新第一次中期経営計画にもとづく構造改革を順次実施し、経営体質の強化に取り組みました。スーパーマーケット業1店舗を開設するとともに、既存店の活性化と活発な販売活動を実施し、業績の向上に努めました。又、店舗営業力を強化するため組織改定を実施し、エリア制を導入いたしました。しかしながら、競争の激化や不採算店舗の閉鎖及び連結子会社相鉄ドラッグ(株)の解散等により、当連結会計年度の営業収益は959億7千5百万円(前期比3.5%減)となりました。利益面におきましては、売上総利益率の良化と前期に実施いたしました希望退職や店舗人員のパート・アルバイト化の推進による人件費の削減等販管費の圧縮に努めました結果、経常利益は6億1千1百万円(前期比43.3%増)、当期純利益は2億3千2百万円(前期は12億8千7百万円の当期純損失)となりました。

各事業別の営業状況は次のとおりであります。

#### スーパーマーケット業

品質、鮮度のレベルアップを徹底し、おいしさ、安全、安心、健康、簡便、小容量等時流に適應した商品づくり、活気ある売場づくりに取り組むとともに、明るく元気な接客とクレンリネスの徹底によるCS(顧客満足度)の向上に努めてまいりました。

期中には、平成17年5月に相鉄線上星川駅前に上星川店(横浜市保土ヶ谷区・売場面積991㎡)を開設いたしました。既存店においては9店舗の活性化を行い、

開店時刻の繰上げと閉店時刻の繰下げを行う店舗を拡大し、営業力の強化に努めました。又、販売促進策については、チラシ販促の見直しと「月曜特価市」を実施し曜日サービスを更に強化いたしました。FSP（当社店舗に貢献して下さるお客様に対し、それに見合ったサービスをするシステム）につきましては、神奈川県内を中心にウェルカムカードメンバー様が60万人を突破いたしました。ポイント倍増プロモーションも継続し、メンバー様向けサービスの向上と固定客づくりに取り組みました。

総菜部門は、直営5店舗をはじめ、既存店の売場を充実したことにより、売上高は前年を上回りました。衣料品部門も冬物衣料品が好調で、順調に推移いたしました。一方、青果部門は、野菜の相場安による影響を受け、鮮魚部門も曜日サービスを実施しましたが、買上件数減が響き、売上高は前年を下回りました。家庭用品部門は、売場の縮小等の影響を受けました。

経営効率化のため、不採算店舗の六会店（神奈川県藤沢市）を平成17年4月に、八王子別所店（東京都八王子市）を平成18年2月に閉鎖いたしました。又、相鉄ドラッグ株の運営する医薬品部門18店舗を平成17年3月末までに閉鎖いたしました。なお、店舗建替のため、希望が丘店（横浜市旭区）を平成18年2月28日に閉鎖しました。

この結果、営業収益は前期に比べ3.2%減の907億2百万円となりました。

#### 専門店業

相鉄ジョイナス（横浜市西区）地下1階の改装に伴い、平成17年8月にジョイナス地下店を閉鎖し、アンジェジョイナス店を10月に、リーシェジョイナス店とボワドゥジュウエジョイナス店を11月に、新たに開設いたしました。又、経営効率化のため、不採算店舗のライフ店（横浜市瀬谷区）を8月に、トエニー店（横浜市西区）を平成18年2月28日に閉鎖いたしました。

カードメンバー様向けダイレクトメール販促の強化を行い業績の向上に努めましたが、売場面積の縮小等の影響により、営業収益は、前期に比べ16.7%減の23億6百万円となりました。

#### 映画館業

相鉄ムービルは平成17年3月より5館すべてにおいて大手興行会社と番組編成契約を結び、「スターウォーズ・エピソード3」、「宇宙戦争」、「ハリーポッターと炎のゴブレット」等の話題作の上映を行いました。

たが、その他作品の不振と競合する近隣のシネコンの影響により、営業収益は前期に比べ4.2%減の10億8千8百万円となりました。

#### 飲食店業

積極的な営業活動を行い業績の向上に努めましたが、前期に2店舗を閉鎖した影響により、営業収益は前期に比べ15.6%減の2億4千9百万円となりました。

#### 広告業

交通広告やイベントを中心に積極的な営業活動を行った結果、売上高は前期に比べ3.8%増の2億3千8百万円となりました。

#### 不動産賃貸業

新規テナントの増加が寄与し、営業収入は前期に比べ25.0%増の8億4千3百万円となりました。

#### 宝くじ等販売代理業

宝くじ販売の不振と競合激化の中で1事業所を閉鎖したこともあり、営業収益は前期に比べ10.1%減の5億4千5百万円となりました。

なお、営業収益の事業別内訳は次のとおりであります。

区 分	金 額	構 成 比
	百万円	%
スーパーマーケット業	90,702	94.5
専門店業	2,306	2.4
映画館業	1,088	1.1
飲食店業	249	0.3
広告業	238	0.2
不動産賃貸業	843	0.9
宝くじ等販売代理業	545	0.6
合 計	95,975	100.0

## 2. 企業集団の対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、景気の回復基調を背景に、全産業ベースではデフレ経済からの脱却も近づき安定した上昇が予測されます。しかしながら、将来の税制や年金に対する先行き不安感から、消費マインドが力強さを回復するには、まだしばらく時間がかかるものと考えられます。

小売業においては、消費の二極化傾向も見えはじめ、ライフスタイルの多様化を見据え消費者ニーズを的確

にとらえた対応が更に求められます。これらの要因に加えて、業種間競争の激化、異業種の参入も相次ぎ、小売業を取巻く環境は、引続き厳しい状況が予想されます。

このような環境のもと、当社グループはスクラップ・アンド・ビルドや店舗改装を積極的に実施するとともに、生鮮食品の競争力と販売促進策の強化を実施し、既存店の活性化を推進いたします。又、更なるローコスト経営を目指し経費構造の見直しを図るとともに、不採算店舗の閉鎖、組織の活性化と人材育成を目的とする新人事制度の導入等、引続き新第一次中期経営計画にもとづく構造改革に取組み安定した経営基盤の確立に努めてまいります。

スーパーマーケット業につきましては、1店舗の建替えと7店舗の活性化を実施するとともに、生鮮食品を中心に品質と鮮度の強化、少子高齢化、核家族化に対応した「個食」、「バラ販売」の拡大、又、「食育」についても積極的に推進し、バランスが取れた食生活を提案してまいります。更に、FSPメンバー様のお買い上げデータを活用し、地域に密着したスーパーマーケットとしてお客様のニーズに対応した品揃えを行い、集客と収益の向上を図ってまいります。

専門店業につきましては、1店舗の改装を実施するとともに、各店が個性を生かしたMDの再構築に取組み、服飾、雑貨カテゴリーの強化、充実を図ってまいります。

映画館業につきましては、環境の著しい変化により業績の改善が見込めないことから、相鉄ムービル内の当社映画館5館を平成18年5月31日に閉鎖いたします。なお、109シネマズMM横浜（当社20%出資）は、引続き資本参加してまいります。

飲食店業につきましては、1店舗の改装を実施するとともにメニューや提供方法の見直しに積極的に取り組んでまいります。

当社グループは、CSR（企業の社会的責任）の重要性を認識し、コンプライアンス体制を推進するとともに、当社グループを取巻く様々なリスクについて予防と対策を行うリスクマネジメントにも今後取組む所存であります。

なお、環境保全・省資源活動につきましても、引続き積極的に参画してまいります。

以上のとおり対処してまいりますので、株主の皆様には、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資金額は7億4千万円であり、主なものは次のとおりであります。

なお、当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の資金は、自己資金及び借入金を充当いたしました。

- ・スーパーマーケット業 上星川店新設工事  
緑園都市店改装工事

### 4. 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

#### (1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第60期 平成14年度	第61期 平成15年度	第62期 平成16年度	第63期 (当連結会計年度) 平成17年度
営業収益	106,355百万円	101,435百万円	99,418百万円	95,975百万円
経常利益	697百万円	549百万円	426百万円	611百万円
当期純利益又は 当期純損失( )	311百万円	513百万円	1,287百万円	232百万円
1株当たり当期 純利益又は当期 純損失( )	9.81円	16.87円	44.96円	8.10円
総資産	48,905百万円	49,718百万円	49,210百万円	46,967百万円
純資産	13,073百万円	13,137百万円	11,738百万円	11,417百万円

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。又、当期純利益又は当期純損失から株主に帰属しない金額(役員賞与金)を控除したものを基準としております。

## (2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第60期 平成14年度	第61期 平成15年度	第62期 平成16年度	第63期(当期) 平成17年度
営 業 収 益	104,771百万円	99,916百万円	98,109百万円	94,676百万円
経 常 利 益	725百万円	714百万円	354百万円	465百万円
当期純利益又は 当期純損失( )	341百万円	471百万円	1,294百万円	137百万円
1株当たり当期 純利益又は当期 純損失( )	10.85円	15.40円	45.19円	4.81円
総 資 産	48,407百万円	48,189百万円	47,760百万円	45,443百万円
純 資 産	12,914百万円	12,942百万円	11,537百万円	11,120百万円

- (注) 1. 第61期から「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年2月28日法務省令第7号)による商法施行規則の規定に基づいて計算書類等を作成しております。このため、従来の「当期利益又は当期損失」、「1株当たり当期利益又は当期損失」はそれぞれ「当期純利益又は当期純損失」、「1株当たり当期純利益又は当期純損失」と表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。又、当期純利益又は当期純損失から株主に帰属しない金額(役員賞与金)を控除したものを基準としております。

企業集団及び会社の概況（平成18年2月28日現在）

1. 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、食料品を中心としたスーパーマーケット業を主たる業務としており、他にレディースファッション専門店、映画館、飲食店等を営んでおります。

2. 企業集団の主要な事業所

(1) 当社の本社 横浜市西区北幸二丁目9番14号

(2) 店 舗

区 分	店舗数	出 店 地 域
スーパーマーケット業	59店	神奈川県（58店）、東京都（1店）
専 門 店 業	7店	神奈川県
映 画 館 業	5館	神奈川県
飲 食 店 業	9店	神奈川県（7店）、東京都（2店）

3. 株式の状況

(1) 株式の発行状況

会社が発行する株式の総数 64,000,000株

発行済株式総数 28,689,170株

(2) 株 主 数 5,090名

(3) 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
	千株	%	千株	%
相模鉄道(株)	15,215	53.37		
(株)三井住友銀行	750	2.63		
(株)横浜銀行	750	2.63	450	0.03
横浜信用金庫	427	1.49		
(株)榎本武平商店	286	1.00		
日本生命保険(株)	283	0.99		
三井住友海上 火災保険(株)	250	0.87	50	0.00
東京海上日動 火災保険(株)	250	0.87		
日本マスタートラスト信託 銀行(株)(信託口)	229	0.80		
第一生命保険(株)	225	0.78		

- (注) 1. 当社は、(株)三井住友銀行の持株会社であります(株)三井住友フィナンシャルグループの株式を165株（議決権のない優先株式を除いた出資比率0.00%）を保有しております。
2. 当社は、東京海上日動火災保険(株)の持株会社であります(株)ミレアホールディングスの株式を69株（出資比率0.00%）を保有しております。

(4) 自己株式の取得、処分等及び保有  
前決算期における保有株式

普通株式	52,352株
取得株式	
普通株式	5,712株
取得価額の総額	3,428千円
処分株式	
普通株式	1,800株
処分価額の総額	1,078千円
決算期における保有株式	
普通株式	56,264株

4. 企業集団の従業員の状況

(1) 企業集団の従業員

従業員数	前期末比増減
名 1,069	名 92減

(注) 上記従業員数には、出向者、パートタイマー、アルバイトは含んでおりません。

(2) 当社の従業員

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 695	名 61減	歳 41.3	年 20.3

(注) 上記従業員数には、出向者、パートタイマー、アルバイトは含んでおりません。

## 5. 重要な企業結合の状況

### (1) 親会社との関係

親会社名	親会社の議決権比率	当社との関係
	%	
相模鉄道(株)	53.37	商品仕入等の取引先

### (2) 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
相鉄フードサービス(株)	10	100.00	フードサービス業
(株) 相商	30	100.00	催事、生花販売
(株) 相販	30	100.00	宝くじ等の販売
(株) 葉山ボンジュール	60	100.00	パンの製造、販売
相栄フーズ(株)	76	51.06	精肉、総菜、鮮魚の卸売販売業

### (3) 企業結合の経過

重要な子法人等であった相鉄ドラッグ(株)は、平成17年8月に清算終了したことにより、重要な子法人等から除外しております。

### (4) 企業結合の成果

当期の連結営業収益は959億7千5百万円、連結当期純利益は2億3千2百万円であります。

## 6. 主要な借入先

借入先	借入金残高	当該借入先の有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
	百万円	千株	%
(株)三井住友銀行	5,425	750	2.63
(株)横浜銀行	4,725	750	2.63
中央三井信託銀行(株)	1,598		
(株)新生銀行	850		

(注) 上記の他にシンジケートローンがあり、その残高は5,000百万円であります。

## 7. 取締役及び監査役

代表取締役会長	長谷川 浩 一
代表取締役社長（営業本部長）	春日 徹 夫
専務取締役（営業副本部長、お客様サービス部・営業企画部・物流・店舗システム部・店舗運営部・リリオ専門店舗担当）	川 口 千 秋
常務取締役（総務人事部・経理部担当）	猪 木 紘一郎
常務取締役（店舗開発部・情報システム部担当）	春 山 久 雄
常務取締役（青果部・生鮮食品部・総菜部・加工食品部・日配食品部・生活用品部・商品計画部担当）	大 坪 正 達
取締役（相模鉄道㈱ 代表取締役社長 社長執行役員）	及 川 陸 郎
取締役（生鮮食品部統括マネージャー）	比 嘉 松 生
取締役（㈱横浜銀行 代表取締役 役 営業企画部門担当）	大久保 千 行
取締役（相模鉄道㈱ 代表取締役 副社長執行役員）	渋 谷 慎一郎
取締役（経営管理室統括マネージャー）	石 川 和 夫
取締役（情報システム部統括マネージャー）	青 柳 明 雄
取締役（店舗運営部統括マネージャー）	浦 川 道 雄
取締役（相模鉄道㈱ 取締役 常務執行役員）	伊 藤 英 男
常勤監査役	西 澤 昭 彦
常勤監査役	佐々木 哲 夫
監査役（相模鉄道㈱ 取締役 専務執行役員）	畠 山 正 彦
監査役（相鉄不動産㈱ 代表 取締役社長）	久保田 豊

- (注) 1. 平成17年5月26日開催の第62回定時株主総会において伊藤英男氏は、新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 平成17年5月26日開催の第62回定時株主総会において佐々木哲夫氏は、新たに監査役に選任され就任いたしました。
3. 平成17年5月26日開催の第62回定時株主総会の終結のときをもって、取締役及川洋一氏、上野恭久氏及び國原 浩氏は退任いたしました。
4. 平成17年5月26日開催の第62回定時株主総会の終結のときをもって、監査役中村一洋氏は退任いたしました。

5. 取締役のうち及川陸郎氏、大久保千行氏、渋谷慎一郎氏及び伊藤英男氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
6. 監査役のうち畠山正彦氏及び久保田豊氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
7. 取締役大久保千行氏は、平成18年4月1日付で(株)横浜銀行 代表取締役 営業部門担当に就任いたしました。

## 8. 会計監査人に対する報酬等の額

- (1) 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

18百万円

- (2) 上記(1)の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

18百万円

- (3) 上記(2)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

18百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と「証券取引法」に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(3)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

## 連結貸借対照表

(平成18年2月28日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	10,767	流動負債	16,458
現金及び預金	3,825	買掛金	4,490
グループ預け金	1,336	短期借入金	6,800
受取手形及び売掛金	960	一年内返済長期借入金	2,086
たな卸資産	2,358	未払法人税等	179
繰延税金資産	228	未払消費税等	160
その他	2,060	賞与引当金	343
貸倒引当金	0	その他	2,399
固定資産	36,200	固定負債	18,817
有形固定資産	18,682	長期借入金	10,521
建物及び構築物	7,603	再評価に係る繰延税金負債	774
機械装置及び運搬具	963	繰延税金負債	1
土地	9,090	退職給付引当金	6,927
建設仮勘定	7	役員退職慰労引当金	186
その他	1,018	その他	405
無形固定資産	321	負債合計	35,276
投資その他の資産	17,195	(少数株主持分)	
投資有価証券	1,339	少数株主持分	273
繰延税金資産	3,375	(資本の部)	
長期差入保証金	7,590	資本金	5,310
敷金	3,793	資本剰余金	4,510
その他	1,099	利益剰余金	1,587
貸倒引当金	2	土地再評価差額金	217
		その他有価証券評価差額金	260
		自己株式	33
		資本合計	11,417
資産合計	46,967	負債、少数株主持分及び資本合計	46,967

## 連結損益計算書

(平成17年3月1日から  
平成18年2月28日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		
売上高	92,409	
営業収入	3,566	95,975
営業費用		
売上原価	66,328	
販売費及び一般管理費	28,825	95,154
営業利益		820
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	35	
雑収入	62	98
営業外費用		
支払利息	279	
雑損失	27	307
経常利益		611
(特別損益の部)		
特別利益		
投資有価証券売却益	123	123
特別損失		
固定資産除却損	178	
減損損失	59	
関係会社整理損	3	
その他	11	253
税金等調整前当期純利益		481
法人税、住民税及び事業税		69
法人税等調整額		140
少数株主利益		40
当期純利益		232

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等は、全て連結しております。

連結子法人等は、相鉄フードサービス(株)、(株)相商、(株)相販、(株)葉山ボンジュール及び相栄フーズ(株)の5社であります。

なお、相鉄ドラッグ(株)は、清算終了したことにより連結の範囲から除外しております。

### 2. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち相鉄フードサービス(株)、(株)相商、(株)相販及び(株)葉山ボンジュールの決算日は1月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。

なお、相栄フーズ(株)の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的債券 ..... 償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの ..... 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの ..... 移動平均法による原価法

たな卸資産 ..... 商品については、主に売価還元法に基づく原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 ..... 主に定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。又、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。

無形固定資産 ..... 定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、無形固定資産のうち自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 .....	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金 .....	従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度末に対応する額を計上しております。
退職給付引当金 .....	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（15年）による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理をすることとしております。
役員退職慰労引当金 .....	当社及び一部の連結子法人等は、役員の退職慰労金支給に充てるため、内規に基づく要支給額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 .....

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

(追加情報)

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以降に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当連結会計年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割を販売費及び一般管理費に82百万円計上しております。

(連結貸借対照表注記)

1. グループ預け金  
親会社(相模鉄道株)を核とした相鉄グループ内の資金を一元化し、効率的に活用することを目的として相鉄ビジネスサービス株(親会社の全額出資会社)に対して預け入れた額であります。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 21,800百万円
3. 担保に供している資産  
投資有価証券 51百万円
4. 保証債務額 204百万円
5. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額からこれを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
  - (1) 再評価を行った年月日 平成13年2月28日
  - (2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整(奥行価格補正等)を行って算定。
  - (3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額  
2,303百万円
6. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結損益計算書注記)

1. 1株当たりの当期純利益 8円10銭
2. 減損損失関係
  - (1) 減損損失を認識した主な資産  
相鉄ムービルの建物設備及び株葉山ボンジュールの店舗建物等

- (2) 減損損失の認識に至った経緯  
 資産又は資産グループが使用されている事業の撤退が決定したため、又、営業損益が悪化し短期的な業績回復が見込まれないことにより減損損失を認識しております。
- (3) 減損損失の金額
- |            |       |
|------------|-------|
| 建物及び構築物    | 24百万円 |
| 機械装置及び運搬具  | 19百万円 |
| その他の有形固定資産 | 13百万円 |
| 無形固定資産     | 2百万円  |
- (4) 資産のグルーピングの方法  
 店舗及び事業所ごとなど、管理会計上の区分に従いグルーピングしております。
- (5) 回収可能価額の算定方法  
 回収可能価額として使用価値及び正味売却価額を適用しております。  
 使用価値の算定に当たっては、将来キャッシュ・フローを4.5%で割り引いて算定しております。  
 又、正味売却価額の算定に当たっては、固定資産税評価額または路線価に合理的な調整を行って算出した金額を使用しております。
3. 関係会社整理損  
 連結子法人等である相鉄ドラッグ(株)の清算に伴うものであります。
4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成18年4月5日

相鉄ローゼン株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 三 浦 孝 昭 ⑩

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 奥 平 隆 ⑩

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 野 島 透 ⑩

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、相鉄ローゼン株式会社の平成17年3月1日から平成18年2月28日までの第63期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い相鉄ローゼン株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年3月1日から平成18年2月28日までの第63期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年4月10日

相鉄ローゼン株式会社 監査役会

常勤監査役 西 澤 昭 彦 ⑩

常勤監査役 佐々木 哲 夫 ⑩

監 査 役 畠 山 正 彦 ⑩

監 査 役 久保田 豊 ⑩

(注) 監査役畠山正彦及び監査役久保田豊は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

# 貸借対照表

(平成18年2月28日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	9,559	流動負債	15,810
現金及び預金	2,830	買掛金	4,277
グループ預け金	1,336	短期借入金	6,800
売掛金	935	一年内返済長期借入金	2,079
商品	2,247	未払金	822
前渡金	9	未払法人税等	171
前払費用	386	未払消費税等	127
繰延税金資産	181	未払費用	331
未収収益	10	前受金	43
未収入金	784	預り金	98
一年内償還保証金	756	賞与引当金	235
その他	83	従業員預り金	824
貸倒引当金	0	固定負債	18,512
固定資産	35,884	長期借入金	10,519
有形固定資産	18,252	再評価に係る繰延税金負債	774
建物	6,915	退職給付引当金	6,645
構築物	543	役員退職慰労引当金	161
機械装置	935	債務保証等損失引当金	6
車両運搬具	7	預り保証金	405
工具器具備品	1,005		
土地	8,837	負債合計	34,323
建設仮勘定	7		
無形固定資産	312	(資本の部)	
借地権	124	資本金	5,310
ソフトウェア	141	資本金	5,310
電話加入権	36	資本剰余金	4,510
施設利用権	10	資本準備金	1,327
投資その他の資産	17,319	その他資本剰余金	3,182
投資有価証券	1,270	資本金及び資本準備金減少差益	3,182
関係会社株式	240	自己株式処分差益	0
出資金	0	利益剰余金	1,290
関係会社長期貸付金	130	別途積立金	1,080
長期前払費用	24	当期末処分利益	210
繰延税金資産	3,315	土地再評価差額金	217
共済組合預け金	824	その他有価証券評価差額金	260
長期差入保証金	7,558	自己株式	33
敷金	3,783		
その他	173	資本合計	11,120
貸倒引当金	2		
資産合計	45,443	負債及び資本合計	45,443

# 損 益 計 算 書

(平成17年3月1日から  
平成18年2月28日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		
売上高	91,340	
営業収入	3,336	94,676
営業費用		
売上原価	69,688	
販売費及び一般管理費	24,331	94,019
営業利益		657
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	38	
雑収入	75	114
営業外費用		
支払利息	278	
雑損失	27	305
経常利益		465
(特別損益の部)		
特別利益		
投資有価証券売却益	123	123
特別損失		
固定資産除却損	176	
減損損失	27	
関係会社整理損	4	
その他	11	220
税引前当期純利益		368
法人税、住民税及び事業税		62
法人税等調整額		168
当期純利益		137
前期繰越利益		144
中間配当額		71
当期末処分利益		210

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 ..... 償却原価法

子会社及び関連会社株式 ..... 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの ..... 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの ..... 移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品(除く生鮮食品) ..... 売価還元法に基づく原価法

商 品(生鮮食品) ..... 最終仕入原価法に基づく原価法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ..... 主に定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。又、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。

無形固定資産 ..... 定 額 法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、無形固定資産のうち自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 4. 引当金の計上方法

貸倒引当金 ..... 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 ..... 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当期に対応する額を計上しております。

退職給付引当金 .....	<p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（15年）による定額法により、発生の翌期から費用処理をすることとしております。</p>
役員退職慰労引当金 .....	<p>役員の退職慰労金支給に充てるため、内規に基づく要支給額を計上しております。</p> <p>なお、当引当金は商法施行規則第43条の引当金であります。</p>
債務保証等損失引当金 .....	<p>関係会社の債務保証等の損失に備えるため、当該会社の財政状態の実情を勘案して必要額を計上しております。</p> <p>なお、当引当金は商法施行規則第43条の引当金であります。</p>

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理 ..... 税抜方式によっております。

（追加情報）

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第9号）が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以降に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当事業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号）に従い法人事業税の付加価値割及び資本割を販売費及び一般管理費に82百万円計上しております。

(貸借対照表注記)

1. グループ預け金  
親会社(相模鉄道株)を核とした相鉄グループ内の資金を一元化し、効率的に活用することを目的として相鉄ビジネスサービス株(親会社の全額出資会社)に対して預け入れた額であります。
2. 関係会社に対する短期金銭債権 36百万円
3. 関係会社に対する長期金銭債権 132百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務 533百万円
5. 有形固定資産の減価償却累計額 21,348百万円
6. 担保に供している資産  
投資有価証券 51百万円
7. 保証債務額 198百万円
8. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用しているPOSレジ及び周辺機器一式等があります。
9. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額からこれを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
  - (1) 再評価を行った年月日 平成13年2月28日
  - (2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整(奥行価格補正等)を行って算定。
  - (3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,303百万円
10. 時価評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額 260百万円
11. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(損益計算書注記)

1. 関係会社との取引高  
売上高 18百万円  
仕入高 13,735百万円  
営業取引以外の取引高 24百万円
2. 1株当たりの当期純利益 4円81銭
3. 減損損失関係
  - (1) 減損損失を認識した主な資産  
相鉄ムービルの建物設備等
  - (2) 減損損失の認識に至った経緯  
資産又は資産グループが使用されている事業の撤退が決定したため、減損損失を認識しております。

- (3) 減損損失の金額
- |             |       |
|-------------|-------|
| 建 物         | 9百万円  |
| 機 械 装 置     | 10百万円 |
| 工 具 器 具 備 品 | 7百万円  |
| 借 地 権       | 0百万円  |
- (4) 資産のグルーピングの方法  
店舗及び事業所ごとなど、管理会計上の区分に従いグルーピングしております。
- (5) 回収可能価額の算定方法  
回収可能価額として使用価値及び正味売却価額を適用しております。  
使用価値の算定に当たっては、将来キャッシュ・フローを4.5%で割り引いて算定しております。  
又、正味売却価額の算定に当たっては、固定資産税評価額または路線価に合理的な調整を行って算出した金額を使用しております。
4. 関係会社整理損  
連結子法人等である相鉄ドラッグ(株)の清算に伴うものであります。
5. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 利 益 処 分 案

科 目	金 額	
当 期 未 処 分 利 益	円	円 210,583,326
計		210,583,326
これを次のとおり処分いたします		
利 益 配 当 金 ( 1 株につき 2 円50銭)	71,582,265	
計		71,582,265
次 期 繰 越 利 益		139,001,061

- (注) 1. 平成17年11月15日に71,586,015円(1株につき2円50銭)の中間配当を実施いたしました。
2. 利益配当金は、自己株式56,264株分を除いております。

## 独立監査人の監査報告書

平成18年4月5日

相鉄ローゼン株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 三 浦 孝 昭 ⑩  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 奥 平 隆 ⑩  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 野 島 透 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、相鉄ローゼン株式会社の平成17年3月1日から平成18年2月28日までの第63期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年3月1日から平成18年2月28日までの第63期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年4月10日

相鉄ローゼン株式会社 監査役会

常勤監査役 西 澤 昭 彦 ⑩

常勤監査役 佐々木 哲 夫 ⑩

監 査 役 畠 山 正 彦 ⑩

監 査 役 久保田 豊 ⑩

(注) 監査役畠山正彦及び監査役久保田豊は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

## 議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 28,508個

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 第63期利益処分案承認の件

利益処分案は、添付書類28頁に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、個人消費の低迷等に伴い業績は厳しい環境下にあります。株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、1株につき2円50銭にさせていただきたいと存じます。これにより、年間配当金は1株につき5円となります。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）（以下「整備法」といいます。）並びに関係政省令が本年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款の変更を行うものであります。なお、以下に示します条数は、特に断りのない限り、定款の変更案の条数を示します。

- (1) 新たに導入された、単元未満株式についての権利に関する定め（第10条）、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供（第19条）及び取締役会の決議の省略制度（第27条）を採用するための条文の新設を行うものであります。
- (2) 整備法により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につき、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を行うものであります（第4条、第7条及び第12条）。
- (3) 現行第10条（基準日）につきましては、会社法第124条第1項及び第2項の規定にしたがい、第15条（定時株主総会の基準日）を新設するとともに、第43条（剰余金配当の基準日）及び第44条（中間配当）の規定においてそれぞれ基準日を記載する変更を行うことから、これを削除するものであります。

- (4) 第22条（任期）につきましては、事業年度に関する取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため取締役の任期を1年とするものであります。
- (5) 議決権の代理行使（第17条）、株主総会の招集権者および議長（第18条）、取締役会の招集（第23条）、取締役会の招集権者および議長（第25条）、取締役会の決議の方法（第26条）、常勤の監査役（第34条）、監査役会の招集（第35条）、監査役会の決議の方法（第36条）及び会計監査人（第6章）に関し、条文の新設、変更、所要の整備等を行うものであります。
- (6) 定款上で引用する旧商法（明治32年法律第48号）の条文をこれに相当する会社法の条文に変更するものであります。
- (7) このほか、旧商法上の用語をこれに相当する会社法上の用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うとともに、規定の新設に伴う条数の繰下げを行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>（新 設）</p> <p>（公告の方法）</p> <p>第4条 当会社の公告は、<u>電子公告により行う。</u>ただし、<u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>（機 関）</p> <p><u>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>（公告方法）</p> <p>第5条 当会社の公告方法<u>は、電子公告とする。</u>ただし、<u>事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないばあい</u>は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="166 186 418 220">第 2 章 株 式</p> <p data-bbox="138 267 503 339">( <u>会社が発行する株式の総数</u> )</p> <p data-bbox="111 343 503 457">第 5 条 <u>当社が発行する株式の総数は、64,000,000 株とする。</u></p> <p data-bbox="221 504 391 539">( 新 設 )</p> <p data-bbox="151 582 447 617">( <u>自己株式の買受け</u> )</p> <p data-bbox="111 621 503 815">第 6 条 <u>当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p data-bbox="151 860 503 974">( <u>1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u> )</p> <p data-bbox="111 979 503 1093">第 7 条 <u>当社の 1 単元の株式の数は、1,000 株とする。</u></p> <p data-bbox="118 1097 503 1291">2 . <u>当社は、1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。 ) の数を表示した株券を発行しない。</u></p> <p data-bbox="221 1377 391 1412">( 新 設 )</p>	<p data-bbox="591 186 843 220">第 2 章 株 式</p> <p data-bbox="573 267 870 302">( <u>発行可能株式総数</u> )</p> <p data-bbox="534 343 926 457">第 6 条 <u>当社の発行可能株式総数は、64,000,000 株とする。</u></p> <p data-bbox="573 461 781 496">( <u>株券の発行</u> )</p> <p data-bbox="534 500 926 574">第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p data-bbox="573 578 870 613">( <u>自己の株式の取得</u> )</p> <p data-bbox="534 617 926 854">第 8 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p data-bbox="573 858 926 932">( <u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u> )</p> <p data-bbox="534 977 926 1091">第 9 条 <u>当社の単元株式数は、1,000 株とする。</u></p> <p data-bbox="540 1095 926 1250">2 . <u>当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p data-bbox="573 1295 926 1369">( <u>単元未満株式についての権利</u> )</p> <p data-bbox="534 1373 926 1647">第 10 条 <u>当社の株主 ( 実質株主を含む。以下同じ。 ) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p data-bbox="573 1651 926 1725">( 1 ) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p data-bbox="573 1729 926 1843">( 2 ) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 単元未満株式の買増し )</p> <p>第 8 条 当社の<u>単元未満株式を有する株主( 実質株主を含む。以下同じ。 )</u>は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて<u>1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨</u>を請求することができる。</p> <p>( 名義書換代理人 )</p> <p>第 9 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2 . 当社の株主名簿および<u>実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録の手続、届出の受理、単元未満株式の買取りおよび買増し等株式に関する業務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>( 基準日 )</p> <p>第 10 条 当社の<u>定時株主総会において権利を行使</u></p>	<p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>( 単元未満株式の買増し )</p> <p>第 11 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その<u>有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと</u>を請求することができる。</p> <p>( 株主名簿管理人 )</p> <p>第 12 条 当社は、<u>株主名簿管理人をおく。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>2 . 当社の株主名簿( 実質株主名簿を含む。以下同じ。 )、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>( 削 除 )</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>すべき株主は、毎年2月末日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主とする。</u></p> <p><u>2. 前項その他本定款に定めがあるばあいのほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第11条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式および株券に関する取扱いについては、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第12条 (条文省略)</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(決 議)</p> <p><u>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがあるばあいのほか出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第13条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第14条 (現行どおり)</u> <u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがあるばあいを除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>商法第343条</u>に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権の行使を委任することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議 長)</p> <p>第15条 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。ただし、取締役社長が欠員のとき、または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>2. <u>会社法第309条第2項</u>に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として議決権の行使を委任することができる。ただし、株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第18条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(選 任)</p> <p>第17条 取締役選任の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議については累積投票によらない<u>ものとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(役付および代表取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議を<u>もって</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>お</u>くことができる。</p> <p>2. <u>代表取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u>ただし、取締役社長は、代表取締役でなければならない。</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(選 任)</p> <p>第21条 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議については累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役および監査役の実員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(役付および代表取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、<u>その決議によって</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u>ただし、取締役社長は、代表取締役でなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(取締役会の招集権者および議長)</u>  <u>第25条 取締役会は、法令に別段の定めあるばあいを除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>
(新 設)	<p><u>2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(取締役会の決議の方法)</u>  <u>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u>  <u>第27条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をしたばあいにおいて、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
<p>(取締役会規則)  <u>第21条 取締役会に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</u></p>	<p>(取締役会規則)  <u>第28条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(相談役および顧問)  第22条 (条文省略)  (報酬および慰労金)  第23条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(定 員)  第24条 (条文省略)  (選 任)  第25条 監査役選任の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(任 期)  第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)  第27条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)  第28条 (条文省略)  (新 設)</p>	<p>(相談役および顧問)  第29条 (現行どおり)  (報酬等)  第30条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(定 員)  第31条 (現行どおり)  (選 任)  第32条 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(任 期)  第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)  第34条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)  第35条 (現行どおり)  <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(監査役会規則) 第29条 監査役会に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬および慰労金) 第30条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるばあいを除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規則) 第37条 監査役会に関する事項については、<u>法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会<u>の決議によって定める。</u></p> <p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(選 任) 第39条 <u>会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(任 期) 第40条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第<u>6</u>章 計 算</p> <p>(営業年度および決算)</p> <p>第<u>31</u>条 当社の営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとして、<u>毎営業年度末日に過去1カ年間の収支を決算する。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第<u>32</u>条 <u>利益配当金は、毎年2月末日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主、登録質権者にこれを支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>33</u>条 当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主、登録質権者に対して中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。)をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第<u>34</u>条 <u>利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3カ年間を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第<u>41</u>条 <u>会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第<u>7</u>章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第<u>42</u>条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの<u>1年とする。</u></p> <p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第<u>43</u>条 <u>当社の剰余金配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>44</u>条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第<u>45</u>条 <u>配当財産が金銭であるばあいは、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>附 則</u>
(新 設)	<u>第 1 条 第22条の規定にかかわらず平成17年5月26日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成19年開催の定時株主総会の終結のときまでとする。</u>

### 第 3 号議案 取締役 5 名選任の件

本総会終結のときをもって取締役猪木紘一郎、大坪正達、及川陸郎、比嘉松生、大久保千行、浦川道雄の6氏は任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、及川陸郎氏及び大久保千行氏は、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

又、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案において選任される取締役の任期は、平成19年5月開催の定時株主総会の終結のときまでとなります。

(取締役候補者)

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社株式数	当社との 特別の 利害関係
1	猪 木 紘一郎 (昭和18年1月28日生)	昭和42年8月 相模鉄道株式会社入社 昭和42年8月 当社へ出向 平成4年6月 当社人事部長 平成10年5月 当社取締役 平成14年5月 当社常務取締役(現在) 平成14年5月 当社監査部長 平成15年4月 株式会社相販代表取締役社長(現在) 他の会社の代表状況 代表取締役社長 株式会社相販	11,100株	なし

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社株式数	当社との特別の利害関係
2	大坪 正 達 (昭和23年10月10日生)	昭和48年4月 相模鉄道株式会社入社 昭和48年6月 当社へ出向 平成10年5月 当社日配食品部長 平成12年6月 当社三ツ境店 店長 平成14年5月 当社取締役 平成16年5月 当社常務取締役(現在)	9,000株	なし
3	及川 陸 郎 (昭和15年1月8日生)	昭和39年3月 相模鉄道株式会社入社 平成5年6月 同社取締役 平成7年6月 同社常務取締役 平成10年5月 当社取締役(現在) 平成10年6月 相模鉄道株式会社専務取締役 平成11年6月 同社代表取締役 平成13年1月 同社代表取締役社長 平成17年4月 同社代表取締役社長 社長執行役員(現在) 他の会社の代表状況 代表取締役社長 相模鉄道株式会社	3,000株	後記欄外 1.参照
4	大久保 千 行 (昭和27年11月23日生)	昭和50年4月 株式会社横浜銀行入社 平成13年4月 同社執行役員 平成14年5月 当社取締役(現在) 平成14年6月 株式会社横浜銀行取締役 平成15年2月 同社C I O 平成15年6月 同社代表取締役(現在) 平成18年1月 同社営業企画部門担当 平成18年4月 同社営業部門担当(現在) 他の会社の代表状況 代表取締役 株式会社横浜銀行	0株	後記欄外 2.参照

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社株式数	当社との 特別の 利害関係
5	浦川道雄 (昭和27年1月4日生)	昭和50年4月 当社入社 平成9年10月 当社生鮮食品部長 平成10年5月 当社青果部長 平成16年5月 当社取締役(現在) 平成16年6月 当社店舗運営部長 平成17年6月 当社店舗運営部統括マネージャー(現在)	5,000株	なし

1. 当社は、相模鉄道株式会社との間で商品仕入の取引を行っております。
2. 当社は、株式会社横浜銀行との間で借入金の取引を行っております。

#### 第4号議案 補欠社外監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになるばあいに備え、会社法第329条第2項に基づき、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の社外監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社株式数	当社との 特別の 利害関係
小澤重男 (昭和24年11月11日生)	昭和47年4月 相模鉄道株式会社入社 平成12年6月 同社取締役(現在) 平成17年4月 同社常務執行役員(現在) 平成17年4月 同社業務推進室副室長兼業務推進室部長(現在)	1,000株	なし

#### 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結のときをもって取締役を退任される比嘉松生氏に対し、在任中の労に報いるため、社内規則に基づき退職慰労金480万円を贈呈することとし、同氏に対する贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の当社における略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
比 嘉 松 生	平成14年5月 当社取締役(現在)

#### 第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、当社の構造改革の一環として、役員の報酬体系の見直しを行い、本総会終結のときをもって役員退職慰労金制度を廃止するとともに、常勤役員については、その一定額を自社株購入に充てる自社株取得型報酬制度を導入することといたしました。

これに伴い、任期途中の取締役8名及び監査役4名並びに第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件として重任される取締役5名に対し、本総会終結のときまでの在任期間に対応する退職慰労金を、社内規則に基づき、取締役に対しては総額1億5,160万円を、監査役に対しては総額1,250万円を打切り支給いたしたいと存じます。

なお、その支給時期は、取締役又は監査役の退任時とし、各氏に対する具体的な支給金額、支給の方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、取締役渋谷慎一郎氏の取締役としての部分については取締役会に、監査役としての部分については監査役の協議にそれぞれご一願いたしたいと存じます。

該当する取締役及び監査役の当社における略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
長谷川 浩 一	平成元年5月 当社取締役 平成6年5月 当社常務取締役 平成8年5月 当社専務取締役 平成12年5月 当社取締役社長 平成16年5月 当社取締役会長(現在)
春 日 徹 夫	平成9年5月 当社取締役 平成11年5月 当社常務取締役 平成14年5月 当社専務取締役 平成16年5月 当社取締役社長(現在)
川 口 千 秋	平成7年5月 当社取締役 平成10年5月 当社常務取締役 平成16年5月 当社専務取締役(現在)

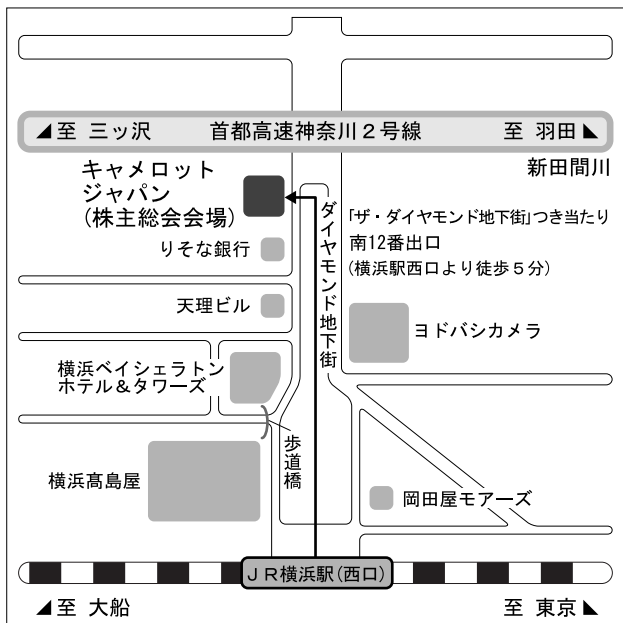
氏 名	略 歴
猪 木 紘一郎	平成10年5月 当社取締役 平成14年5月 当社常務取締役(現在)
春 山 久 雄	平成13年5月 当社取締役 平成15年5月 当社常務取締役(現在)
大 坪 正 達	平成14年5月 当社取締役 平成16年5月 当社常務取締役(現在)
及 川 陸 郎	平成10年5月 当社取締役(現在)
大久保 千 行	平成14年5月 当社取締役(現在)
澁 谷 慎一郎	平成12年5月 当社監査役 平成15年5月 当社取締役(現在)
石 川 和 夫	平成15年5月 当社取締役(現在)
青 柳 明 雄	平成15年5月 当社取締役(現在)
浦 川 道 雄	平成16年5月 当社取締役(現在)
伊 藤 英 男	平成17年5月 当社取締役(現在)
西 澤 昭 彦	平成12年5月 当社常勤監査役(現在)
佐々木 哲 夫	平成17年5月 当社常勤監査役(現在)
畠 山 正 彦	平成15年5月 当社監査役(現在)
久保田 豊	平成16年5月 当社監査役(現在)

以 上



## 株主総会会場ご案内図

横浜市西区北幸一丁目11番3号  
ホテル キャメロットジャパン  
(旧ホテルリッチ横浜) 5階「ジュビリー」



今回から会場が変更となりましたので、  
ご案内図をご参照のうえ、お間違いのない  
ようご注意願います。